

[事案 28-336] 遅延利息支払請求

・平成 29 年 8 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

契約失効後、10 年超経過後に支払われた解約返戻金に対する遅延損害金の支払いを求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 5 月に失効したがん保険の解約返戻金請求の案内を平成 28 年 10 月に発見し、請求したところ、同年 11 月に解約返戻金が支払われたが、以下の理由により、これに対する遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 契約が失効してから解約返戻金が支払われるまで、10 年以上放置された。
- (2) 保険会社は、本来なら毎年度、解約返戻金のある旨を案内するべきであり、または、解約返戻金を個別的に預かるべきであったにもかかわらず、本来やるべき業務を怠った。

<保険会社の主張>

約款には、必要書類が当社の主たる事務所に到達した日の翌日から起算して 5 営業日以内に解約返戻金を支払うことが規定されているところ、解約請求書等が到達した日から 5 営業日以内に解約返戻金を支払っており、遅滞はないことなどから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約の失効後の事情を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、解約手続が失効から 10 年以上経過したことについて保険会社に問題があったとは認められず、保険会社が解約返戻金について毎年契約者に案内したり、個別に保管したりする義務があるとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。